

Title	戦後憲法改正論の系譜：矢部貞治の憲法改正論を中心に
Sub Title	The origin and character of Teiji Yabe's arguments for constitutional amendments
Author	玉木, 寛輝(Tamaki, Hiroki)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内 『法学政治学論究』 刊行会
Publication year	2013
Jtitle	法學政治學論究：法律・政治・社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.97, (2013. 6) ,p.369- 400
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20130615-0369

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

戦後憲法改正論の系譜

—— 矢部貞治の憲法改正論を中心に ——

玉 木 寛 輝

- 一 はじめに
- 二 矢部貞治の思想的背景
 - (一) 社会主義と相対主義
 - (二) 共同体主義と人間人格の保護完成
- 三 矢部貞治の内政論と憲法改正論
 - (一) 昭和戦前期における矢部貞治の内政論
 - (二) 矢部貞治の憲法改正論一
- 四 矢部貞治の国際関係論と憲法改正論
 - (一) 昭和戦前期における矢部貞治の国際関係論
 - (二) 矢部貞治の憲法改正論二
- 五 戦後憲法改正運動の中の矢部貞治とその影響
 - (一) 戦後憲法改正論の中の内政論
 - (二) 戦後憲法改正論の中の九条改正論
- 六 おわりに

一 はじめに

昭和二〇年代半ばころから昭和三〇年代にかけて、日本国憲法の改正問題は政治上の争点となっていた。それにもかかわらずこれまでの研究史上、当時の日本国憲法に関する議論については十分な検討なく、憲法改正派の立場については「保守」・「復古」あるいは「戦前憲法への回帰」という図式で単純化されてきたように思われる。^① 法改正問題は、占領期に進められた「民主化」政策に対する揺り戻し、すなわち「逆コース」の一環として捉えられてきた。^② しかし、これから述べる昭和二〇年代半ばころから三〇年代における矢部貞治の日本国憲法改正論は、戦前において主観的には「デモクラシー」をより徹底すべく大日本帝国憲法の「革新」を迫った立場の延長線上にあるのではないかというのが本稿の論点である。さらには、これまで「ナシヨナリスティック」^③と評されてきた日本国憲法第九条の改正論についても、詳細に検討すればそこには「非国家主義的」な側面を重視する議論が内包されていたことを明らかにする。

矢部貞治は戦前東京帝国大学教授をつとめ、既存の政治秩序を「革新」すべく近衛文麿を中心に展開された近衛新体制運動の中心的存在を担う。そして戦後は後述するように中曾根康弘に深い影響を与え、さらには自民党の憲法調査会の委員となるなどいわゆる「保守派」と称される勢力と深い関係を持ち、また自ら自主憲法期成同盟の一員となって憲法改正運動に積極的に参画していくのである。これまでの矢部貞治に関する研究は主に戦前を対象にしたものであり、戦後については波田永実氏が敗戦直後の矢部の憲法改正論について触れているのみである。波田氏は矢部について「戦後体制を『大正デモクラシーへの回帰』とはとらえなかった」^④としているが、本稿の論点はむしろ上述のように、戦後の憲法改正論が、戦前において主観的には「デモクラシー」をより進めようとした立場と連続性を

持っていたのではないかという点にある。単純に「復古」・「戦前憲法への回帰」、さらには「ナシヨナリスティック」という図式では括ることのできない戦後の日本国憲法改正論の諸相を、矢部貞治の戦前・戦後の議論を追うことによって明らかにしたい。

二 矢部貞治の思想的背景

(一) 社会主義と相対主義

本章では、矢部の戦前、戦後を貫く思想的背景について触れておく。矢部は大正一二年に東京帝国大学に入学すると、後に社会大衆党党首となる麻生久が労働者の直接行動を主張する演説を聞いて共感しており、昭和二年東京帝国大学の助手時代には社会民主主義研究に一生を捧げることを決意している。⁽⁷⁾ このように社会主義の影響を色濃く受けた背景には、幼少期から「物質の苦しみの中に育てられた」という自身の生い立ちが関係しているものと考えられる。このような社会主義の影響に加えて、矢部が強く影響を受けていたのはハンス・ケルゼンの影響である。⁽⁸⁾ 矢部は政治を論ずるにあたり理想・当為と現実・存在という二元論を使う。そのうえで「二つの意味に於て相対主義を認める」という。⁽¹⁰⁾ 第一の相対主義は、人間は「天使でも野獣でもない」という人間の相対化である。矢部によれば人間は「雑多の本能、欲望、野心」といったものに支配される不完全な存在であるため理想 \parallel 当為を認識できないという。したがってその不完全な「人間性の本質」ゆえに当然政治も不完全であるとする。⁽¹¹⁾

この不完全な「人間性の本質」から第二の相対主義である政治機構・法制度の相対性も導き出す。利益にとらわれがちな人間は、客観的真理を認識しえないがために、直ちに客観的価値に基づいた「制度を作り得る程、しかく完全

なるもの」ではなく、「現実的政治制度の中に、直ちに絶対価値を容認するが如きは」あまりに人間性を楽観視している⁽¹³⁾と述べる。したがって政治機構・法制度という現実が理想・絶対価値そのものではなく相対的なものである。

以上のように矢部は基本的にはケルゼンの相對主義の立場に立ちつつも、他方でケルゼンの「最高価値の認識能力を、頭から人間より剝奪する」相對主義は「単なる否定主義」であるとし、人間は理想に向かって現実を向上させていかなければならない⁽¹⁴⁾という。こうして相対的な政治機構や法制度は、「その時所の条件の下に於て、その理念に最もよく奉仕し得る限り、認めらるる」とされ、高次の理想、究極価値に奉仕するよう「革新」され得ることが述べられる。ここに政治と人間社会の現実を念頭に置きつつもそれを理想へと「革新」していこうとする矢部の姿が見て取れよう。この制度の相對化の観点から、「成文硬性の憲法主義も自体不可動の原則ではないのである⁽¹⁵⁾」という論理が導かれ、後述する矢部の理想である「人間人格の保護完成」のためには「不磨の大典」として神聖視された大日本帝國憲法、そしてその下で展開される政治体制という現実をも「革新」し得るといふ立場につながっていく。

(二) 共同体主義と人間人格の保護完成

前節では矢部が人間を不完全なものともつつも、人間は最高価値と理想の追求を行い、その理想に向けて現実を「革新」すべきである⁽¹⁶⁾としていたことを確認した。矢部が「最高善」、すなわち理想としていたものは「人間人格の保護完成」である。

しかし矢部によればこの「人間人格の保護完成」という理想は近代の自由放任主義の中で危機を迎えている。「近代の諸原理」は人間を「原子的『個』」へ解放した。この「原子的」個人は、国家を自らの「利益のための道具に過ぎぬ」と見て、自由放任を求める。この「無政府」的自由放任思想は、産業革命等と結合し「近代資本主義を発展」させたが、それは「動的生物学的な弱肉強食の利己の自由となり、所有権は、生存と人格保持のためではなくして権

力的搾取の武器」となるという⁽¹⁷⁾。矢部は「相対主義」の観点から、不完全な人間を「原子的「個」」の状態へ解放する自由放任主義をそれ自体無秩序であるとし、さらに社会主義的な観点から、それは資本主義と結合して各人が他人の「人間人格の保護完成」を考えず、利己主義的に自由を求めて他人を搾取する無秩序な世界に発展すると考える。こうして矢部は自由放任主義の下では「強者の暴力的強制が（中略）支配するであらう⁽¹⁸⁾」と述べる。

以上の考察を矢部は第一次世界大戦後の政治史の中に位置づけ、自由放任主義から共同体主義へ移行することの必要性を訴える。その共同体主義は、「原子的」個人の利益を重視するのではなく共同体の全成員に「人間人格の保護完成」を実現せんとする「共同福利」を目標としなければならない。そしてそれは「かかる追求に全成員が意思と人格を携へて参与する」ことによって可能になると矢部は述べる⁽¹⁹⁾。矢部は「自由放任」の近代自由主義に批判を加えつつも、他方で自らがまさに思想形成をしていく大正から昭和にかけての「デモクラシー」的風潮の影響から、共同体主義の根柢を「何等か超越的乃至自然的なる外部」にはなく、「成員個々人の内在的人格的意思的なる支持の中に」求めるのである。しかし「全成員の意思と利益を一体的団体の意思と利益にまで、『統整』する」には何らかの形で政治意思の一元化が必要である。そこで矢部は、「凡ての個人人格を尊敬し、広く大衆の意思の上に」立つ「強固なる統制的なる少数者の指導」という議論を持ち出す。矢部はケルゼンの議論を引用しつつ、「その指導者は、被指導者によりてその中より選び作られ（中略）公けに行動し、批判を」受ける点で「専制政」とは異なるという。

この議論は、次章で述べる近衛新体制運動期における執行権の強化と結びついていく。次章では上記の矢部の思想的背景を踏まえた上で、昭和戦前期における矢部の議論と戦後の矢部の憲法改正論がどのように関係するのかを検討する。

三 矢部貞治の内政論と憲法改正論

(一) 昭和戦前期における矢部貞治の内政論

日本では大正一三年に加藤高明率いる護憲三派内閣が成立して以来、昭和七年まで政友会と民政党が交互に政権を握る政党政治が確立していた。しかし他方で相次ぐ恐慌への対処能力などの点から、政党政治への批判の声も上がっていた。社会主義に強いシンパシーを感じていた矢部貞治も既成政党には批判的であり、昭和五年の総選挙では先述の麻生久に投票している⁽²⁰⁾。憲政記念館所蔵の矢部日記には、当時の日本の政党政治に対する印象はあまり記されていないが、既成政党への批判は当時の時流に乗った側面があったのではないかと思われる。昭和一〇年欧州留学に出発した矢部は、ナチス政権下のドイツにおいて、同政権を支持する法学者オットー・ケルロイターと密接な関係を持つ。矢部はこのケルロイターの憲法論を読み、その「国民共同体への関心の喚起」、さらには強力な執行権を「『国民』の土台の上に現はるゝ」ものと捉える議論に共感を示しており、後者については「僕の共同体的衆民政の根本的立場と合致する」と述べる⁽²¹⁾。このケルロイターの憲法論を矢部が翻訳したのが、昭和一四年の『ナチス・ドイツ憲法論』である。同書は自由主義に代わる共同体主義、その共同体、職能代表制と有機的に結びつく執行権、さらには共同体主義実現のための国家緊急権の活用を主張するが、これから述べる矢部の新体制運動の議論には同書との類似性が見られ、矢部に示唆を与えたものと考えられる。

以後、矢部は次第に近衛文麿のブレイン的存在になっていき、昭和一五年の近衛新体制運動を積極的に展開するが、その理論的根拠は、「議政の危機」から導かれる。矢部によれば「議政の危機」は「資本主義の独占」と「大衆

文明の進展」の二点に求められる。議会政治は、資本主義の勃興期において「新興ブルジョワ階級」が「専制君主の恣意」に対して、「牽制と均衡」の原理によって自由放任と「財産権を擁護」することを企図した「権力の分割」を基本とする。そして今やその「自由放任的資本主義」は「余剰価値を確保」するために議会や政党をその手中におさめて「独占的な高度資本主義」に転じているという。他方、近代は同時に「封建的権威」から「彫大なる大衆」を自由放任の「流動と自由競争の中に」解放する「大衆文明」である。⁽²³⁾ この自由競争の中に解放された大衆は、「社会経済の発展」の下で「経済的平等の要求」といった「社会的正義の実現と社会生活の国家統制に関する」要求を行う。⁽²⁴⁾ このように「複雑な社会経済問題の解決」が要請される「大衆文明」では、国家の介入を牽制し自由放任と「財産権を擁護」するための「権力分割（中略）等の原理に立つ」議会政治では対処できないとする。

すなわち、社会主義的な思考様式を持っていた矢部は、議会政治が「動的生物的な利己の自由」を求める一部の階級の利益を擁護する道具と化し、全成員の「人間人格の保護完成」という理想に奉仕していないために「経済的階級的対立と闘争が、組織的に先鋭化」⁽²⁵⁾ していると見るのである。

矢部は以上の議論を日本にもあてはめ、全成員の「人間人格の保護完成」という理念に議会政治という制度は奉仕していないとして、「制度の相対化」の観点から、先述した共同体主義に基づく新政治制度、すなわち大政翼賛会への革新を昭和一五年の近衛新体制運動の中で模索していく。進展する「大衆文明」の中で複雑化する社会・経済的問題とそれに伴う「階級的分裂を救ひ、国民全員の生活を保障すべき社会正義の要求」は、財産権擁護のために「権力分立」を要請する議会政治ではなく、「集中強化された」執行権による「統制経済乃至計画経済」によって達成されるという。⁽²⁶⁾ そのような「統制経済乃至計画経済」を行うための「執行権の集中強化」は、「国民がその日常生活の職場々々に於て政治に参与」し得る「職能団体組織」を基礎にした「国民組織」が政府と共同することで可能になるとする。⁽²⁷⁾ 共同体の全成員が選出した指導者が全成員の「人間人格の保護完成」を達成するという構想は、「国民組織」

を基礎にした執行権の強化という形で近衛新体制運動の中で実際に追求されたのである。

ここで重要なのは、このような「国民的基礎に立つ」執行権の集中強化をはかることは、憲法問題を惹起したことである。上記の矢部らの意図の下に推進された大政翼賛会は、大日本帝国憲法に定められた「天皇大権」を脅かすものとして「幕府政治の再来」等の批判を受け、さらには「不磨の大典」である帝国憲法に定められた議会の規定に背馳するものとしても批判された。ゆえに矢部にとってはこの分権的な大日本帝国憲法こそがまず対処すべき問題であった。昭和十五年八月二十七日、近衛文麿は「外交方針、経済、財政政策について」の意見書を内覧に供すように、木戸幸一内大臣に手交しているが、それを執筆したのは矢部貞治である。⁽²⁸⁾ その意見書と思われる「国策についての上奏文」は、「憲法は国家の基本法」であるから安易な変更は許されないとしつつも、「法も亦変化と発展の理法を免れざるところ」であると述べる。

注目すべきは、矢部が大日本帝国憲法にも自由を以て神聖視した欧州の「時代精神」がある程度反映されていると見る点である。矢部は「帝国憲法は、建国の精神を基礎とせる国体法を基盤として制定」されているが、「同時に政体法に属する部分」は、「個人の生命、財産、自由を以て、絶対神聖」と考える「欧州諸国の政体法より摂取せられて」いると指摘する。⁽²⁹⁾ 当時「政体」は「統治権行使の形式」⁽³⁰⁾とされ、矢部が他の史料で、「政体法」の「運用」により、日本においても「欧米の議会政治、政党政治と共通の発展」が見られたとして「現実政治体制」における「内閣と議会」の関係等を問題視していることを見れば、⁽³¹⁾ 矢部の言う「政体法」は帝国憲法の議会の協賛権を定めた規定等を指していると思われる。しかし矢部によればそのような近代的な自由主義の下では全成員の「人間人格の保護完成」は果たせない。そこで「政体法」の部分の運用について従来からの「革新」が必要であるという。当時大日本帝国憲法は「不磨の大典」としてその改正に触れることはタブー視されていたため、規定の改正にまでは踏み込めなかったものと思われる。矢部は第一次大戦後の欧州の中には「富の公正なる分配」をはかり、「個人の自由権財産

権」に統制を加えるため憲法改正を伴わない「政治運用」によって、「執行権」を強化している国もあると指摘する。

こうして矢部は日本においても、「政治運用」によって執行権の強化が可能であることを示唆し、帝国憲法第八条の緊急勅令、第一四条の戒厳令、第三一条の天皇大権の行使、第七〇条の緊急時における財政処分規定を柔軟に行使することを提言する。⁽³²⁾ これらの条文は、いずれも形式的には天皇の権限によるとされた規定であり、議会等の介入を受けず実質的には政府の執行権の強化につながる。すなわち矢部は、これらの規定によって自身が自由放任、「権力分立」の表現と見る「政体法」の運用を革新し、日本でも執行権の強化による「富の公正な分配」を行うことを考えたのである。しかし留意しておくべきことは、あくまでも矢部は、「執行権の強化」は国民の基礎に立つべきだと考えていたことである。矢部はカール・シュミットの主権独裁論は、その「法的根拠」を「国民意志そのもの」に置くものであり、それは「国民意志に基づく『受任的性質』を有するもの」であるために矢部の考えるデモクラシーと「敵対するものではなく、一定の場合には寧ろ密接に結合する」としている。⁽³³⁾ このシュミットに関する議論を見れば、矢部はある程度授権的性質を持つ執行権の強化も「国民の自発的参与」という「国民の基礎」があれば共同体主義と矛盾しないと考えていたといえよう。

以上本節の重要な点をまとめたい。矢部は帝国憲法の政体法の下で欧米と同様の議会政治が発達したとして、戦前の日本に自由放任の「自由民主主義」を見ていた。しかしながら、社会主義的な観点から議会政治を「原子的」な個人が利己主義的に利益を追求する資本主義の道具とみなす矢部は、そのような「自由民主主義的」な政治体制の下では全成員の「人間人格の保護完成」という理想は達成できないとする。矢部はこうして帝国憲法の「政体法」の部分を執行権の強化によって「革新」することで、全成員の「人間人格の保護完成」を実現すべき社会主義的な共同体秩序を建設しようとしたのである。

(二) 矢部貞治の憲法改正論一

矢部は敗戦後、自ら帝大教授の座を辞す。その一方で矢部は戦前期の日本にも理があると考えていた。例えば大政翼賛会について、昭和二十一年一月の日記には「大政翼賛会といふものについては、マック司令部で段々認識を改めつゝある由。当然のことだ⁽³⁴⁾」と記しており、自身の目指した共同体主義には理があったと認識していたことをうかがわせる。矢部は昭和二〇年一〇月の半ばになると憲法改正作業に従事していた近衛文麿らから改憲に関する意見をしばしば求められるようになり、その際執筆したと思われる「新日本ノ政治綱領」は、「新日本社会ノ建設」には「協同生活体ノ育成」が必要であるとして依然として共同体主義を打ち出している⁽³⁶⁾。結局矢部は近衛らの改憲作業からは離れていくようであるが、以後も矢部は共同体主義の実現を志向していく。このように共同体主義を目指す矢部には、昭和二十一年三月に政府が発表した憲法改正草案要綱は満足のいくものではなかったようであり、同案について「マック司令部から押し付けられたものに相違あるまい⁽³⁸⁾」と冷やかな反応を示している。事実、昭和二十一年八月二八日、南原繁が貴族院で憲法改正草案について、「自由主義的民主主義は更に新たな世界観を完成して民族共同体的民主主義の確立をなすことが必要ではないか⁽³⁹⁾」と迫るのを記事で見た矢部は、非常に共感を示している⁽⁴⁰⁾。こうして早くも昭和二三年には「憲法そのものの成立ちに関しても、批判しなければならぬものがあるが、更にその憲法の内容についてもやはり批判すべきものがある⁽⁴¹⁾」とし、昭和二〇年代半ばころから三〇年代にかけて積極的に憲法改正運動を展開していく。矢部を戦後の憲法改正運動に導いたものは、戦前において実現できなかった共同体主義的な政治体制を戦後日本に実現すべきという考えであったと思われる。

昭和二九年度の経済白書を見た矢部は「終戦後最大の、政経上の危機だと思ふ⁽⁴²⁾」とし、「国際収支は限度だ。倒産、失業者の続出(中略)二・二六前夜とも言われるも誇張でない」と述べている。また、政治面では、昭和二七年の汚

職をめぐる指揮権発動問題、さらには昭和二九年の警察法改正問題をめぐる乱闘国会を引き合いに出し、自由党、社会党双方を批判して政界における「精神的腐敗」、「共同の理想」の喪失を指摘する。⁽⁴³⁾

このように矢部が最も活発に憲法改正運動を行った時期は、矢部の認識の中では戦前の「二・二六前夜」に比すべき「政経上の危機」の時代だったのである。このような「危機」の時代にあつては、個人の自由を偏重する「利益社会の観念」ではなく、「共同生活の秩序と調和をも重視し、対立抗争を（中略）連帯と協同の精神によって克服」する共同体主義が必要である。⁽⁴⁴⁾ こうして矢部は再び、「自由放任」の要求を背景にして、個人の自由権と私有財産権を最大限に保障」しようとして「『権力の分立』とか『抑制と均衡』を原理にした議会中心の政治では、「すべての国民に人間らしい生活条件を保障する」ことはできない」と述べる。特に「膨大な大衆がごとごとく参政権を持った大衆的民主政治」の時代には「ブルジョワ階級」のための議会中心政治ではなく、「執行権の安定と強化」が必要であり、そして「その必要をさらに決定的とするのが、階級闘争を克服ないし緩和するため（中略）の国家による統制経済である」という。それにもかかわらず、日本国憲法は、「国会を万能にし、内閣の安定強化を忘れ、自由と権利はつぶさに保障」している。その意味で日本国憲法は「古い『自由民主主義』の考えに立ち、第一次大戦後に失敗した諸国の行き過ぎの憲法と似て」おり、「あれほど苦い経験をした『民主政治の危機』から、ほとんど何ものも学んでおらない」というのである。⁽⁴⁵⁾ 戦前、矢部は大日本帝国憲法の「政体法」により、「ブルジョワ階級」のための自由放任的な秩序が生み出されていると批判した。矢部の述べる「失敗した諸国の行き過ぎの憲法」の中に大日本帝国憲法が含まれていることは間違いないだろう。その帝国憲法と同様に、戦後の日本国憲法も自由放任的な点において何ものも学んでいないというのである。

こうして戦前には「人間人格の保護完成」と表現した「すべての国民に人間らしい生活条件を保障する」という理想のため、矢部は戦後も執行権の強化論を展開し、その方策として緊急命令権の規定を憲法に盛り込むことを主張す

る。戦前、矢部は他国の執行権強化のための憲法改正とそれによる「富の公正な分配」を引き合いに出しながら、大日本帝国憲法の緊急勅令、緊急時における財産処分規定の柔軟な運用を唱えていた。戦後においても「議會が立法権を政府に移譲してしまう。或は緊急権法、非常大権というものを認めて、議會が政府に全権を委任するという現象は、前大戦後において各国共に見られておる。現在でもイギリスでは緊急権法によつてあらゆる労働問題が統制されておるのである⁽⁴⁶⁾」と述べる。イギリスは、第二次大戦期に矢部のいう「緊急権法」の授權規定によつて、政府が統制經濟の法的措置を講じており、その統制經濟は第二次大戦後まで続いている⁽⁴⁶⁾。矢部がイギリスに範を求めたのはその事実を知っていたからだと思われる。すなわち矢部の緊急命令權論は、強力な執行権によつてある程度社會の平均化を促す社會主義的な意味合いをもつていたと考えられる。現に、後に内閣の憲法調査會の委員となつた矢部は、日本國憲法採用時に社會黨が衆議院憲法改正委員會に提出した「『財産権は侵してはならない』の頭に、經濟秩序は公共の福祉を目的とする旨を書き、又公共のために私有財産を用いる場合、國會の議決があれば、無補償もありうる」という修正案に共感したと述べている⁽⁴⁷⁾。

ここで注意すべき点は、戦前同様矢部は執行権の正統性を國民に求めているが、その正統性の担保について戦前からの認識の変容を迫られている点である。戦前は議會に實質的に代わる國民組織の上に執行権を想定したのに対して、戦後はイギリスをモデルに、日本の政黨が党利黨略性から脱却して、「共通の土台」に立つた強力な内閣を作る議院内閣制を主張する⁽⁴⁸⁾。新憲法制定前の昭和二〇年一〇月、矢部は連合國の指示が出される前に「進んデ議院内閣制ノ精神ヲ貫ク」ことを主張している⁽⁴⁹⁾。戦前自らの目指した國民組織が挫折し、連合國による占領改革が予想される中で認識の変更を迫られたものといえよう。こうして戦前同様議會中心の政治を批判しつつも、イギリスのように議會と政府の關係が密な議院内閣制ならば執行権の強化は可能になり、政府に緊急時の授權がある程度認めてもその正統性は担保されると考えていたものと思われる⁽⁵⁰⁾。

矢部が憲法に盛り込むことを示唆する公共のための「役務提供の義務」もこの観点から考えられるべきであろう。すなわち「人間人格の保護完成」のための社会主義的な共同体秩序は、自由放任ではなく国民的基盤に立つ強力な執行権が経済的自由権を一定程度制限し労働の義務を負わせることで実現できると矢部は考えたのである。事実、後述する矢部貞治を中心メンバーの一人に含む憲法研究会が作成した『日本国自主憲法試案』は、「築堤事業や開墾事業に国民を徴用する」といった「国家の防衛に含まれない公共の役務」にも服する義務を条文として設けている⁽⁵¹⁾。

こうして自由放任主義を批判し共同体秩序の建設を主張する矢部は、義務の賦課と同時に権利の制限を主張する。その権利の制限は、「中小企業の保護のため」に「独占の禁止とか、所有権とくに資本の乱用の防止とか」の「公共の福祉と秩序のため（中略）必要なら法律で規制できる自由権」と「法律をもつても侵しえない基本的人権」とを区別するというものである⁽⁵²⁾。矢部は権利の制限をするにあたり、「公共の福祉」という言葉によるのは抽象的であると、⁽⁵³⁾して、「法律で禁止せられない限りはというふうな言葉を入れて、もう少し明確にする必要がある」と述べているが、これは日本国憲法第二九条について述べていると考えられよう。以上の矢部の所有権の制限論は、自身が述べているように「中小企業の保護のため」あるいは「農地や耕作権の保護」といった「社会福祉（中略）の向上と増進（中略）」という憲法第二五条の理想⁽⁵⁴⁾を拡大するという側面を同時に持ち合わせていたのである。

以上のことをまとめれば、矢部の緊急権規定・権利の制限・義務の賦課論は、いずれも「人間人格の保護完成」を行うためには自由放任主義は批判されねばならないという、社会主義的な共同体秩序論から出発していた。戦前、矢部は大日本帝国憲法の「政体法」により生み出されている自由放任の「自由民主主義」的な体制の下では、「人間人格の保護完成」は行えず、「民主政治の危機」を迎えるとして、社会主義的な共同体秩序論の立場から帝国憲法の「政体法」を「革新」しようとした。戦後制定された日本国憲法もまた、大日本帝国憲法と同様に自由放任の「自由民主主義的」憲法であり、戦前の「民主政治の危機」から何ものも学んでいないとして、社会主義的な共同体秩序論

の見地から改正が目指されたのである。すなわち、矢部の戦後憲法改正論は、「復古」あるいは戦前への回帰ではなく、大日本帝国憲法を「自由放任的」であると批判し、社会主義的な見地から執行権を強化して「人間人格の保護完成」を行うべく「革新」しようとした立場からの改正論だったのである。なお矢部は憲法改正運動の中で自身の体系的な改正案を示しているわけではないが、後述するように改正試案のための共同研究等に従事していく。

四 矢部貞治の国際関係論と憲法改正論

(一) 昭和戦前期における矢部貞治の国際関係論

本節では昭和戦前期における矢部の国際関係論について検討する。既述のように、戦前矢部は国内において達成すべき理想として全成員の「人間人格の保護完成」を主張していたが、その理想は国際関係において、「凡ての民族がその生存と発展を保障せらるる平和の状態⁵⁵⁾」という形で応用された。重要なのは、この理想を実現すべき秩序として国内における社会、経済といった非国家レベルの「機能的」側面が国際的に結合することで生れる共同体的な国際政治組織が重視され、自国の利益追求に走る主権国家が原子的に存在する状態が無秩序なものとされている点である。矢部によれば独占の段階に達した近代の資本主義は、国家権力と結合することで対外的には、すべての民族のための平和、という理想を考慮することなく、自国のみの利益を追求する「独占的帝国主義」となる⁵⁶⁾。国内における原子的個人の自由放任は資本主義と結びついて強者の支配になると考える矢部は、同様に原子的な主権国家の自由放任も資本主義的利益を求める帝国主義につながると考える。

上記の観点から矢部は非国家レベルの「機能」的側面を国際的に結合させ、主権国家の枠組みを超えた共同体とし

ての国際政治組織を確立しようとする。矢部によればすでに第一次世界大戦後から経済・社会といった非国家レベルの「機能」的側面の発達が見られ、「国際化」することで主権国家の枠組みを超えた「国際連盟、国際常設司法裁判所、その他無数の国際政治乃至行政組織」が「具現化」してきているという。「これらの国際政治機構は、未だ十分に牢固な基礎を有するに至らず、現代世界政治を動かす原動力は（中略）尚根本的に、主権的民族国家の対立闘争に在る」ことは否定できないとしつつも、「世界人類の幸福を目的とし、それに必要な国際的政治組織を促進し」なければならない」と矢部はいう。⁽⁵⁸⁾ もっとも矢部はこのような主権国家同士の利益関係に基づく行動に否定的であるものの、国家という概念そのものを否定してはいないことには留意しておきたい。

しかしイタリアがエチオピアに侵攻した昭和一〇年のアビシニア紛争以来、既存の国際政治組織である国際連盟は主権国家、特に英仏の帝国主義的利益維持の道具であると見るようになる。中心国である英仏は自らの帝国主義的利益を維持するために国際連盟を利用しており、アビシニア紛争において英仏がイタリア制裁に消極的なのは、まさにその「持てる国」としての帝国主義的利益維持という自国の利益が原因であると分析する。そしてこのような「持てる国」に利用される国際連盟には「真実の権威はあり得」ないとして、国際連盟に代わる国際社会主義的要素をも備えた「共同体の理想から流出する生きた正義の機構」が必要であるとす。⁽⁵⁹⁾ アビシニア紛争時イギリスに滞在していた矢部は、フェビアン協会で「国際社会主義」と「連盟の下で富、領土の再統制」に関するレクチャーを受け、「共鳴するところ多い」としている。⁽⁶⁰⁾

加えて矢部は国際連盟について、「実力の基礎」、「国際正義の基礎」を欠いていると批判する。国際連盟は、「主権国家を成員として構成」されているが、「国際条約乃至連盟規約の遵守と、平和を集団的に保障すべき、制裁その他の強制力は、連盟自身に備はるのではなくして、その構成員たる各主権国家の協力に在」り、これらの各主権国家は、「条約乃至規約の保障に協力することを以て、必ずしも各自の国家的利益とは考へ」ず、それぞれの利害の下に動く。⁽⁶¹⁾

このように、主権国家が共通の理念としての「国際正義の基礎」、すなわちすべての民族の生存と発展のための平和、という理想を考慮せず各々の利害で動くために、国際連盟における集団安全保障は機能しておらず「実力の基礎」もない。こうして矢部は国際連盟に代わる「恒久的平和機構」として、「何よりも凡ての新兵器を独占する強大な警察機関とを具有する、一の新しい国際政府」を提言する。ここでは次節との関係から、主権国家主義を相対化した国際的な共同体秩序の実現には「強大な警察機関」という「実力の基礎」が重要であると説いている点に留意しておきたい。これは後述するように、戦後矢部の憲法九条改正論の理論的根拠となる。

以上のように矢部は、資本主義と結びついた主権国家が利益を求めて行動した結果、国際連盟の中心である英仏の「持てる国」と国際連盟を脱退した日独伊の「持たざる国」という国際的な不均衡状態が生れたと見る。⁶³ こうして国際連盟は理想に奉仕しない制度であるとして、世界に新秩序が必要であると説く。その「世界新秩序建設の礎石」として矢部はまず東亜に共同体を確立することを主張する。⁶⁴

この東亜の共同体建設は、中国の門戸開放等を取り決めた欧米帝国主義の表現である九カ国条約を制度化した「主権国家絶対主義」的なワシントン体制を「革新」し、「共存共栄」の経済的統合、さらには満州の協和会等と日本の国民運動の協力による統合といった、「政治、経済、文化の有機的統合」によってなされるという。また国際社会主義的要素を共同体に導入することを考えていた矢部は、東亜共同体においては「日滿支経済共同委員会」なる組織が経済について「高度の計画性」を持つことが必要だとする。⁶⁵ 以上のように国家レベルでのつながりではなく、「経済統合」あるいは「国民運動」による「統合」が重視されていることは、矢部の大東亜共栄圏論が、非国家的レベルでの国際的な結合という理論に裏づけられていたことを示しているよう。こうして太平洋戦争は「世界を原子的構造の中で無政府たらしめ、その牽制と均衡の中で」世界の制覇者たらんとするために「民族の自決や国家主権の絶対を言ふ」英米と理想を実現すべき共同体を目指す日本との戦いと位置づけられる。⁶⁶

以上これまで述べてきたように、矢部は国際関係において、すべての民族の生存と発展のための平和、という理想を実現すべく主権国家主義を相対化した国際的な共同体の構築を目指した。したがって国際連盟やワシントン体制といった主権国家主義の表現であるときみなされた現実制度は「革新」される必要があったのである。それが矢部の大東亜共栄圏の理論的根拠であった。他方で、戦前においてすでに国際関係の「原子化」による「無政府的混乱」を利用して勢力拡大を狙っている国の中に矢部が英米のみならずソ連も見ていることは戦後の矢部の国際関係論を論ずる上で重要である。昭和戦前期におけるソ連は、「日支の疲弊に乗じて赤化攻勢に」出て、機会を見て満蒙国境、さらには樺太への勢力拡大を狙う帝国主義国と認識されている。⁽⁶⁷⁾このソ連への認識は次節で述べるように戦後まで引き継がれていく。

(二) 矢部貞治の憲法改正論二

本節では戦後の矢部の国際関係論と憲法九条に関する議論について検討したい。先に触れたように、矢部は戦前の日本にも一部の理があると考えており、国際関係についても「戦争そのものについては日本の立場にも半分の理があると信じてゐた」⁽⁶⁸⁾と日記に記しており、矢部が戦前における理念に対しては依然として一定の評価を与えていたことがわかる。昭和二三年の段階では以下のように述べている。「全体主義や広域圏秩序の思想」は今次大戦によって敗北したが、その「敗北は、圏域思想が根拠がなかつたというよりも、むしろドイツや日本の企図した欧州や東亜の圏域では、閉鎖的な資源構造を持ち得」なかつたことにある。ゆえに「より大なる世界構造」の「各民族が、自主と連帯と協同により（中略）世界秩序に統合され」ることが必要である。⁽⁶⁹⁾このように依然として矢部は「凡ての民族の生存と発展のための平和」という理想は、主権国家主義を相対化した非国家的レベルで結合する国際共同体秩序によって完成するという考えを持っていたのである。

他方で先述したように、矢部は戦前からアメリカのみならずソ連をも「帝国主義的」と評価していたが、戦後の比較的早い段階からアメリカとソ連を中心とする冷戦構造を認識していた。矢部は戦後の国際政治の動向を評して、国際連合が成立するなど「原子的な主権国家もその基礎を失い」つつあるとしながら、「米英とソ連との間には、漸次に強い対立関係が表面化して来た」と述べ、国際関係が再び自国の利益を求める「原子的な」主権国家が併存する状態へと戻りつつあると認識していた。冷戦構造に敏感であった矢部は、昭和二三年にはすでに国際連合について「その成否は尚予断を許さない」と冷やかな視線を向けている。冷戦という新たな主権国家の対立に対抗すべき方策として、矢部は「日本と中国と朝鮮との連合を考える」ことが必要であるとして、戦前の大東亜共栄圏の流れを汲む「アジア連合」、そしてそれを進めて「世界的な連合体」とすることを主張するが、そのような連合は「自発的な民間の運動として展開して行かなければならぬ」と述べる。このように非国家的単位での国際的結合を依然として重視していた矢部が、その理想的秩序の障害として認識していたのは、「中国、満州、朝鮮」に展開する「ソ連の極東帝国」であった。

このような共産主義陣営に対する警戒心をより高めたのは昭和二五年の朝鮮戦争の勃発である。これ以後国際連合についても「半身不随の状態である」という評価になっていく。この朝鮮戦争の勃発、さらに同年中ソ間で「日本を公然と仮想敵国」とした中ソ友好同盟援助条約が締結されたことは、矢部に「今日の世界で、本質的に覇道権道を歩いているのは、疑いもなく共産陣営である」という認識を抱かせた。また矢部は、アジア諸国においても主権国家主義への回帰が見られると警鐘を鳴らす。アジアでは第二次世界大戦後、「独立への民族意識が燃える情熱となつてほとばしつている」が、しかしながら「アジア諸民族がいつまでもただ独立にのみ情熱を傾けて、より高次の連合を忘れて」いたら「赤色帝国主義のより以上の搾取とモスコへの隷属の中に自らを投ずる」ことになる⁽⁷⁷⁾。ここには、自由放任は強者の支配を招くという矢部の持論がうかがえよう。アジアが主権国家としての形に固執して「共

産勢力の好餌⁽⁷⁸⁾となれば、矢部の理想とする「アジア連合」さらには「世界連邦」へと進むべき理想的な国際共同体秩序は崩壊するだろう。そこで必要なのは、露骨に帝国主義的利益を追求している共産陣営ではなく、西側陣営に属しつつアジア連合を建設しその秩序を維持すべき安全保障を確立することである⁽⁷⁹⁾。

アジア連合は「移民、通商、貿易の自由化、旅行や文化交流の促進、未開発地域の開発」といった経済・社会と発展し国際共同体秩序が生れるとする。この国際共同体秩序は「国際的な生産分配の計画化」といった国際社会主義的要素も持っていなければならないという⁽⁸⁰⁾。

矢部貞治の憲法九条改正論はこの国際共同体秩序との関係で論じられる。矢部は、主権国家が原子的に存在し自国の利益のみを追求する状態を無秩序と考え、非国家レベルで結合する国際的な共同体を秩序ある状態と見る。したがって「秩序を基調とする国際平和」を考える日本国憲法の下では、その秩序が乱された場合「国際平和団体の自衛権の発動とも言うべき国連その他の制裁戦争」には参加できるはずだが、第九条の「交戦権の否定」はそれすら否定しかねない⁽⁸¹⁾。さらに矢部は集団安全保障が国際的な共同体という理想を積極的に実現すると考え、「集団安全保障の強化は、世界連邦の思想に結合し、その強化は一つの世界をもたらすものであり、現実と理想の橋渡しになるものといえよう⁽⁸²⁾」と述べる。矢部の認識では「凡ての民族の生存と発展のための平和」は、「世界連邦」の下に実現されるが、それは主権国家が自国のみの利益追求に走ることを「実力」によって抑え、国際的な共同体秩序を維持・強化することによって可能になるというのである。その意味で集団安全保障は現実と理想の橋渡しとされる。したがって日本も国際共同体秩序の中で恩恵を受けるのであれば、「その一員として義務と責任を果たすだけの軍備は持たねばならない⁽⁸³⁾」というのである。ここで戦前矢部が、国際連盟の制裁は主権国家の意向に左右され連盟自身に備わっていないがゆえに「実力の基礎」がないとして、「一つの新しい国際政府」が「強大な警察機関」を所有すべきであるとし

ていたことを思い出していたきたい。すなわち、理想的秩序を実現・維持するには「実力」が必要であるという認識は戦前から一貫しているのである。矢部は戦後の集団安全保障についても各国が軍を出し合って作る国際警察と捉えているが、その国際警察も「個々の国の戦力と無関係に天から降ってくるわけではな⁽⁸⁴⁾」、日本もその義務を果たすべく制裁紛争に参加するため、戦力の保持と交戦権を否定する九条の改正が必要だとい⁽⁸⁵⁾のである。なお、その点と関連して矢部は国際連合を「国際連盟と異り、現実的であり、共同安全保障に基く武装平和主義である」と評価し、国連が「世界連邦」に近づく可能性を指摘する⁽⁸⁶⁾。戦前国際連盟を否定したのに対し、国際連合は冷戦により機能不全に陥っているとしつつも基本的には是認しているのである。したがって矢部の主張する「アジア連合」はいずれ世界連邦＝国際連合へと発展する過渡的なものと考えられていたと見るのが妥当であろう。ここにも矢部が戦前から一貫した考えを持ちつつも、時代状況の中で認識の変更を一部受容している様うかがえよう。

矢部は国家が各々の利益に基づいて行動することに否定的なのであり、国家という概念そのものを否定していたわけではない。したがって侵略から日本の国土を防衛するという側面からも第九条の改正論を唱えている。しかし、矢部が国際共同秩序を理想としていることを考えれば、日本の非武装中立を「その中立は孤立⁽⁸⁷⁾」であり「各個撃破の好餌⁽⁸⁸⁾」と批判する時、そこには日本が非武装の孤立主義をとって共産主義に侵略されれば、理想的な国際共同秩序の実現が阻まれるという側面も内包されていたと考えられよう。

以上のように矢部は依然として「凡ての民族の生存と発展のための平和」という理想の実現には、非国家的レベルの国際的結合によって生じる国際共同秩序が最適であると考えていた。しかし現実においては主権国家がまだ冷戦や朝鮮戦争に現われたように自らの利益に基づいて行動している。そこで主権国家が利益追求に走るのを断念させ、「機能」的側面で結合する国際共同秩序を強固なものにしていくという「橋渡し」的な意味で集団安全保障が必要であり、そのために戦力の保持と交戦権を否定する第九条の改正が必要だと矢部はいうのである。すなわち矢部の第

九条改正論は、主権国家の利益追求を制限し、非国家レベルの国際的結合を実現・維持しようとする非主権国家主義的な側面を内包していたのである。

五 戦後憲法改正運動の中の矢部貞治とその影響

(一) 戦後憲法改正論の中の内政論

これまで述べてきた矢部の憲法改正論はどれほどの広がりや影響を持ったのであろうか。まずは自ら「思想的には矢部貞治さんの影響を受けていた」と述べる中曾根康弘との関係を見ていきたい。中曾根は東京帝国大学時代、矢部の共同体主義に「確かに共鳴した（中略）私も考え方に賛同して講義を聴講していた」という。憲法改正運動との関係でいえば、まず昭和二九年には中曾根が矢部を訪れ、民間の憲法改正運動の「ヘッドになつてくれ」と頼みに来ていた。それに対して矢部は「出来るだけ協力しようと返事」している。⁸⁹ その約一ヶ月後の三月四日には中曾根らが矢部を招いて超党派の憲法調査会を作る話を行っている。⁹⁰ この憲法調査会は銀座の木挽町に居を構え、矢部貞治と中曾根康弘が代表の座につくことで発足した。

このように矢部と深い関係をもつ中曾根の日本国憲法改正論には、矢部の影響が見てとれる。中曾根は「時代は今や、可弱い大衆を守るために、権利の行使や自由の確保に社会的制限を加える大衆的民主主義の時代に移行した」と述べる。にもかかわらず、「現在の憲法は十八世紀的な古風な（中略）権利中心、自己の自由中心の、天賦人權論的な、旧思想の憲法で」あり、「所有権を中心にして、財産を持てる者が、自己の権利と自由を主張した当時の有産者の自由民主主義」を基礎にした「弱者保護に薄い」憲法であるという。このような過度な「自由放任」の下では政治

は安定しないとし、日本国憲法における「国会万能の行き過ぎを」是正し「積極的に国民の福祉を図り、階層間の摩擦を進んで調節する」ために「行政権の安定を図る必要がある」という。⁽⁹³⁾ 中曾根によれば、現在の議院内閣制の下で議員は「国民的自覚」を忘れ、政府のポストを目的として派閥政治を展開し、安定した内閣は生み出されない。⁽⁹⁴⁾ したがって「大衆の利益を考慮し、社会の底辺に照明を投光しなければならない（中略）福祉国家」を実現するには、国民投票による「首相公選制」による執行権強化が必要なのである。⁽⁹⁵⁾ 首相公選制度の下では、執行権は「直接国民的基礎を持つこと」となり、「民族の目標や政治的理想」の下に「清潔性と安定性を回復する」というのである。⁽⁹⁶⁾

以上のように、中曾根は矢部と同様、「大衆的民主主義の時代」に「自由放任」の日本国憲法の下では民主主義は達成できないとして、行政権の安定化を提言する。矢部は首相公選制について、議会との関係からデッドロックとなり、逆に執行権の強化にはつながらないとして批判的であったが、⁽⁹⁷⁾ 国民的基礎の上に立つことで執行権は強化されるという中曾根の首相公選制は、国民の自発的参与により強力な執行権が確立するとしていた矢部の主張に影響を受けたものと考えられよう。

また中曾根は憲法を改正し、「国家は、企業の規模に応じ夫々国民経済の伸張に寄与するよう調和ある発達を図る」あるいは「農地の零細化を防止するため、法律により相続につき特別な定めをなすことが出来る」という条文を憲法に規定することを主張する。中曾根はこの二つの主張について、それぞれ「所有権の制限」による独占からの中小企業の保護、農地所有者の権利を制限することで農地の細分化を防ぐことを示唆している。⁽⁹⁸⁾ しかしながら、中曾根には政治家としての側面があり、これらの主張に関しては政治的配慮が働いている可能性もあり、矢部の影響をそのまま見ることは注意が必要であろう。

次に矢部も理事に名を連ねている自主憲法期成同盟について触れたい。この同盟の結成の契機は昭和二八年に協同組合連盟の田畑巖穂が、矢部貞治、神川彦松を「訪問して『憲法研究会』をつくることについて相談した」ことに

あり、昭和三〇年に矢部は中曾根の憲法調査会と結びつけようとしている⁽⁹⁹⁾。自主憲法期成同盟は憲法研究会を結成し「日本国自主憲法試案」を作成した。同試案は矢部を含む同会のメンバーの「調査研究の結果をまとめ」た「われわれの共同研究の最初の成果」とされており、同会メンバーの考えを総合的に勘案して作成されたものと見るのが妥当であろう⁽¹⁰⁰⁾。同試案でも農地の零細化防止のため所有権の制限を伴う家産制度規定を憲法に盛り込むことが検討されている。さらに同試案一三条は、「国家の防衛に従事し、もしくは公共の役務に服する場合（中略）」を除いては、その意に反する苦役に服させられない」という条文により「国家の防衛に含まれない公共の役務」にも服する義務を主張する⁽¹⁰¹⁾。この「公共の役務」は先述したように矢部が憲法に盛り込むことを示唆していたものであり、この試案の解説が「公共の福祉のためであるならば、築堤事業や開墾事業に国民を徴用することは可能」としていたことも既述の通りである。すなわち公共の福祉を名目とした労働の義務を一定程度負わせることにより、自由放任の対概念としての共同体主義を目指したものと考えられよう。なお、試案の解説では「公共の役務」は「徴兵制」とは明確に区別されている。

このように矢部とともに活動したグループの憲法改正論は、自由放任の下では民主主義は実現できないとして、行が積極的に介入し「福祉国家」の理念を実現しようとするものであった。

(二) 戦後憲法改正論の中の九条改正論

本節では、戦後憲法改正論の中の第九条に関する部分を見ていきたい。確かに戦後の九条改正論は自衛論が中心的位置をしめており、これまで述べてきた矢部、そしてこれから述べる中曾根、改進黨もその重要性を説いている。しかし、その一方で矢部が主張したような、主権国家主義を相対化した理想的な国際政府を建設し維持するためには、日本も相応の責務を負わねばならないとする議論も多数存在していたことは看過し得ない。先に触れた中曾根は早く

も昭和二二年に、自身が矢部の影響を受けて執筆したとする『青年の理想』の中で将来世界は一つの世界に進む、としており、⁽⁹⁵⁾昭和二九年になると、世界各国は「いたずらに旧来の主権概念に拘束されること」なく「世界連邦結成の理念」を尊重し、「世界を一つの完全単一社会として昇華せしむるの世界的運命共同意識に徹しなければならぬ」と述べ、そのために日本国憲法の中に「他国と平等の条件の下に、世界の平和と正義を確保する国際機構の建設、育成のため必要とする主権の制限を承認する」旨の規定の挿入が必要だという。⁽⁹⁶⁾そして「この様な平和確保の為の国際的協力行為（国際警察行為と云うべきか）に参加する可能性」を認めておくためにも憲法第九条の改正が必要だと述べる。⁽⁹⁷⁾

矢部から共同体主義の影響を受けていた中曾根は、矢部と同様国際関係にもその考えを応用し「世界連邦」とその維持のための九条改正論を唱えるのである。さらに昭和三年にはアジア国民主義連合なる構想を披露している。この構想は詳細には述べられていないが、後年の回想で「まず経済協力機構を作り、次に政治的共同体に進んでいく」という「東アジアの協力機構構想」について語っていることを見れば、昭和三三年当時、矢部の影響を受けていた中曾根は、矢部と同様に経済等の非国家レベルでの国際的結合が「アジア国民主義連合」さらには「世界連邦」へと進んでいくと考えていたのではないかと考えられる。また先述したように中曾根も自衛のための軍備を唱えるが、そこには矢部同様、日本の非武装が「常に他国の侵略を誘惑」⁽⁹⁸⁾することになり、理想的な「世界連邦」への実現への妨げとなるという観点が包含されていた。こうして中曾根の所属する改進黨の憲法調査報告書は、「世界恒久平和の実現のためには従来の絶対主権国家観念は止揚されつつあるという、諸国の実例にかんがみ（中略）高次な国際機構に対し国家主権の一部移譲を容認する旨の規定を憲法に置くことを可とする見解もある」とし、「日本が国際平和機構（国際連合又は将来の世界連邦など）に参加し、その憲章、協定又は国際協力義務（共同防衛の義務の分担）から海外派兵ということは将来起り得る」と述べる。中曾根のみならず改進黨自体も、「世界の真の平和」は「国際的に弱肉強食

の自由主義的な政治原理」ではなく、「世界正義の実現と人類愛の実践を理念とする世界連帯乃至世界協同体の建設の原理からのみ確保せられる」⁽¹⁰⁾として党員を欧州で開かれた世界連邦運動に参加させている。⁽¹¹⁾ 改進黨自体も矢部、中曾根と同様、主権国家主義を制限する国際的な共同体主義にシンパシーを感じており、その「高次な国際機構」維持としての国際協力義務の観点から第九条の改正を考えていたと思われる。

以上のように、矢部とともに憲法改正を推進した中曾根康弘―改進黨の九条改正論は、国家防衛という側面をも持ちつつも、他方で主権国家の自由放任に制限を加え、より「高次な」共同体を実現するという観点からも唱えられていたのである。

六 おわりに

本稿は、戦後「保守派」と称される勢力と深い関係にあり、当時の憲法改正運動の中で活発な動きを展開した矢部貞治の憲法改正論を、戦前からさかのぼって検討することで戦後の憲法論の一端を明かにしようとして試みたものである。矢部は、制度や法は「人間人格の保護完成」という理想を実現するためのものであり、そのためには、法や制度は常に「革新」できるとする。自由放任の「古い」理念の下で作られた大日本帝国憲法そして戦後の日本国憲法という制度は、「人間人格の保護完成」を実現できないとして社会主義的な共同体秩序論の観点から「革新」の対象とされたのである。すなわち、「復古」・戦前への回帰と括られがちな戦後の日本国憲法改正論は、全国民の「人間人格の保護完成」を実現すべく、帝国憲法の規定とその運用を社会主義的な共同体主義論から批判した立場から出発したものであった。

また、九条改正論と絡む国際関係論については、矢部は戦前と戦後を通じて「凡ての民族の生存と発展のため

の平和」という理想は、「原子的」な主権国家が併存している秩序ではなく、非国家レベルの分野が国際的に結合することで生れる共同体秩序によって実現されると考えた。そしてその秩序は集団安全保障によって初めて強固なものとなり、日本もその恩恵を受けるのであればその責任を負わねばならないとされたのである。すなわち、これまで「国家主義」的とされてきた九条改正は、主権国家に制限を加える、非国家レベルで結合する国際的な理想的共同体を実現するために必要とされた。

このような矢部の議論は憲法改正正派である中曾根康弘に影響を与え、さらには矢部自身、学者グループである自主憲法期成同盟に参画し、中曾根らと共に憲法改正を実現すべく幅広い活動を展開した。以上のように、当時の憲法改正論はこれまでの「復古」・「戦前憲法への回帰」あるいは憲法第九条の改正＝ナシヨナリスティック、という図式では捉えられない複雑な諸相を内包している。近年、暗黙のうちに使われてきた「保革」という図式の中に、実は複雑な諸相がはらまれていることが明らかになりつつあるが、⁽²⁾本稿はその一助となるものであろう。

- (1) 例えば佐藤昌一郎「大衆諸運動の展開と保守・革新」(歴史学研究会編集「日本同時代史三 五五年体制と安保闘争」青木書店、平成二年)は当時の改憲論について「軍隊の保持、人権の制約と国防の義務などの義務規定の拡充(中略)など、復古的であり」としている(一三四頁)。また福永文夫「大平正芳——戦後保守」とは何か(中公新書、平成二〇年)は改憲派の議論を「戦前回帰的」としている(一二五頁)。
- (2) 吉田裕「戦後改革と逆コース」(吉田裕編「日本の時代史二六 戦後改革と逆コース」吉川弘文館、平成一六年)。
- (3) 例えば大嶽秀夫「再軍備とナシヨナリズム」(中公新書、昭和六三年)第三章。
- (4) 戦前の矢部貞治を扱った代表的なものに、伊藤隆「昭和十年代史断章」(東京大学出版会、昭和五六年)、源川真希「近衛新体制の思想と政治」(有志舎、平成二一年)や波田永実氏の四つの矢部論がある。
- (5) 波田永実「研究ノート」矢部貞治の新憲法・戦後天皇制構想…日本国憲法成立期の国民主権論の一断面」(「行動科学研究 四九」東海大学、平成九年)四八頁。

- (6) 『矢部貞治日記』 大正二二年三月八日の条。憲政記念館所蔵。
- (7) 『矢部貞治日記』 昭和二年三月七日の条。憲政記念館所蔵。
- (8) 『矢部貞治日記』 大正二三年一月四日の条。憲政記念館所蔵。
- (9) 『矢部貞治日記』 大正二五年九月八日の条。憲政記念館所蔵。
- (10) 矢部貞治「現代独塊に於ける衆民政諸論(三・完)」(『国家学会雑誌』、昭和七年二月) 三〇頁。
- (11) 矢部貞治「矢部貞治日記 櫻の巻」(読売新聞社、昭和四九年) 昭和二六年一〇月二二日の条。矢部は長野図書館の有名図書展示に際して著者の言葉が欲しいと要望され、「政治学」の一句として、「政治は天使でも野獣でもない人間の営みである」と書いて送った。この矢部の考え方は、矢部政治学を貫く基本テーマであったと考えられる。
- (12) 矢部貞治「近代国家観の変遷」(『婦人公論大学 第一二政治経済篇』中央公論社、昭和七年) 八五―八六頁。
- (13) 前掲注(10) 矢部「現代独塊に於ける衆民政諸論(三・完)」三〇―三三頁。
- (14) 同前、三一―三五頁。
- (15) 矢部貞治「制度としての衆民政」(『国家学会雑誌』、昭和三年三月) 八八頁。
- (16) 矢部貞治「現代独塊に於ける衆民政諸論(一)―衆民政本質の諸問題」(『国家学会雑誌』、昭和六年一〇月) 六八頁。
- (17) 矢部貞治「思想的危機と政治的危機」(『理想』理想社、昭和七年一〇月) 二七―二九頁。
- (18) 矢部貞治「政治学講義要旨」(非売品、昭和八年) 六三頁。
- (19) 前掲注(10) 矢部「現代独塊に於ける衆民政諸論(三・完)」一―二二頁。
- (20) 『矢部貞治日記』 昭和五年二月二〇日の条。憲政記念館所蔵。
- (21) 『矢部貞治日記 欧米留学時代』(私家版、平成元年) 昭和一年一月二五日、一二月三日の条。
- (22) オットー・ケルロイター著、矢部貞治・田川博三訳『ナチス・ドイツ憲法論』(岩波書店、昭和一四年) 全体参照。
- (23) 矢部貞治「政治学講義要旨…現代政治危機の諸問題」(非売品、昭和二年) 一三六―一四二頁。
- (24) 矢部貞治「政治学最近の諸傾向」(『中央公論』中央公論社、昭和六年一月) 三八〇頁。
- (25) 前掲注(23) 矢部「政治学講義要旨…現代政治危機の諸問題」一三九―一四三頁。
- (26) 海軍省調査課「矢部嘱託 世界的動乱と帝国国防国家体制」(『岸幸一コレクション』日本貿易振興機構アジア経済研究所、平成一八年) 二〇―二二頁。

- (27) 海軍省調査課「新体制ノ基本構想(海軍省囑託矢部貞治氏講述)」昭和十五年八月二〇日(『岸幸一コレクション』日本貿易振興機構アジア経済研究所、平成一八年)二一三頁。
- (28) 伊藤隆『大政翼賛会——新体制への道』(中公新書、昭和五八年)九一—一〇頁。
- (29) 「国策についての上奏文」『近衛文麿関係文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵。
- (30) 東京辞書出版社編『公民科辞典』(東京辞書出版社、昭和八年)一一一頁。
- (31) 前掲注(26)「矢部囑託 世界的動乱と帝国国防国家体制」二二—二四頁。
- (32) 前掲注(29)「国策についての上奏文」
- (33) 矢部貞治『欧州政治原理講義案 下』(非売品、昭和一三年)一五一—一五二頁。
- (34) 前掲注(11) 矢部『矢部貞治日記 櫻の巻』昭和二十一年一月二五日の条。
- (35) 矢部貞治『矢部貞治日記 銀杏の巻』(読売新聞社、昭和四九年)昭和二〇年一〇月二七日の条。
- (36) 「新日本政治ノ綱領」『木戸家関係文書 歴史民俗博物館所蔵』国立国会図書館憲政資料室所蔵。
- (37) 前掲注(5) 波田「矢部貞治の新憲法・戦後天皇制構想」四三頁。
- (38) 前掲注(11) 矢部『矢部貞治日記 櫻の巻』昭和二十二年三月七日の条。
- (39) 『毎日新聞』昭和二十二年八月二八日付、一面。
- (40) 前掲注(11) 矢部『矢部貞治日記 櫻の巻』昭和二十二年八月二八日の条。
- (41) 矢部貞治「祖国に連る労働者の道」(労働出版部、昭和二十三年)七一頁。
- (42) 「風間丈吉手帳 二九・六・二二」『風間丈吉関係文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵。
- (43) 矢部貞治「民主主義と公共の原理」(拓殖大学論集 九)拓殖大学研究所、昭和二十一年)九頁。
- (44) 矢部貞治「民主政治のあり方からみた日本国憲法」(毎日新聞社論説室編『憲法改正はか非か』毎日新聞社、昭和三十一年)一一六—一九頁。
- (45) 前掲注(41) 矢部「祖国に連る労働者の道」五八—五九頁。また、矢部貞治著『民主主義の基本問題』(弘文堂、昭和二十九年)一二二頁にも同様の記述がある。
- (46) 民主主義研究会編『日本立法資料全集 別巻一五六 欧米八ヶ国の国家緊急権』(信山社、平成一二年復刻版)六九頁。
- (47) 矢部貞治「社会主義憲法について」(矢部貞治著『日本に遺す』鹿島研究所出版会、昭和四三年)一〇九—一一〇頁。

- (48) 矢部貞治「日本の政党」(全国地方銀行協会、昭和三年) 全体参照。
- (49) 「憲法改正草案」木戸家関係文書 歴史民俗博物館所蔵 国立国会図書館憲政資料室所蔵。
- (50) 前掲注(46)『日本立法資料全集 別巻一五六 欧米八ヶ国の国家緊急権』二二頁参照。
- (51) 憲法研究会編『日本国自主憲法試案』(勁草書房、昭和三年) 六三―六四頁。
- (52) 前掲注(44) 矢部「民主政治のあり方から見た日本国憲法」二〇―二三頁。
- (53) 改進黨憲法調査会「一九五四年八月 憲法調査会資料四 矢部貞治氏述 日本国憲法に関する考察」四九頁。国立公文書館所蔵。
- (54) 前掲注(44) 矢部「民主政治のあり方からみた日本国憲法」二二―二三頁。
- (55) 矢部貞治「民族発展の倫理」(理想) 理想社、昭和二年(二月) 一九頁。
- (56) 前掲注(12) 矢部「近代国家観の変遷」八一―八二頁。
- (57) 前掲注(18) 矢部「政治学講義要旨」一五九頁。
- (58) 前掲注(12) 矢部「近代国家観の変遷」九〇頁。
- (59) 矢部貞治「英国労働党の近情 倫敦にて」(『日本評論』日本評論社、昭和一〇年(二月) 一〇八頁。
- (60) 前掲注(21) 矢部「矢部貞治日記 欧米留学時代」昭和一〇年(一月) 二八日の条。
- (61) 前掲注(33) 矢部「欧州政治原理講義案 下」一九二―一九三頁。
- (62) 矢部貞治「欧州に於ける戦争の危機」(『改造』改造社、昭和二年(八月) 五七頁。
- (63) 矢部貞治「欧州政治の現況」(『文化講習会講義録第一回』渡辺翁記念文化協会、昭和二年) 八三―八四頁。
- (64) 前掲注(26)「矢部囑託 世界的動乱と帝国国防国家体制」七―八頁。
- (65) 同前、一〇―二、三六―三九頁。
- (66) 矢部貞治「新秩序の研究」(弘文堂、昭和二〇年) 一三二―一三三頁。
- (67) 前掲注(26)「矢部囑託 世界的動乱と帝国国防国家体制」一五頁。
- (68) 前掲注(35) 矢部「矢部貞治日記 銀杏の巻」昭和二〇年(一月) 二日の条。
- (69) 矢部貞治著『世界政治情勢と日本の進路』(労働出版部、昭和二四年) 八一―三頁。
- (70) 同前、八、一三頁。

- (71) 同前、一頁。
- (72) 前掲注(41) 矢部『祖国に連る労働者の道』七九—八二頁。
- (73) 同前、八六頁。
- (74) 矢部貞治「日ソ交渉の基本的態度」(世界民主研究所編『日ソ交渉の基本問題…中立と日本』世界民主出版部、昭和三〇年) 四頁。
- (75) 矢部貞治「現代国家と民主政治の課題」(『研修資料 第三集』防衛研修所、昭和二九年) 一二頁。
- (76) 矢部貞治「独立日本の進むべき道」(『あゆみ』昭和二七年五月) 一〇—一一頁。『矢部貞治関係文書』政策研究大学院大学所蔵。
- (77) 矢部貞治「国際情勢とアジアの進路」(『新生亜細亜』世界民主出版部、昭和二八年) 八—九頁。『矢部貞治関係文書』政策研究大学院大学所蔵。
- (78) 同前、九頁。
- (79) 同前、九頁。
- (80) 矢部貞治「五 国際秩序の協同化」(協同主義研究会編『協同主義の政治・国家論』協同組合懇話会、昭和三〇年) 一—七頁。
- (81) 矢部貞治「平和憲法の悲劇」(『月刊読売』九(三) 読売新聞社、昭和二六年号外版) 一五頁。
- (82) 前掲注(75) 矢部「現代国家と民主政治の課題」一—四頁。
- (83) 矢部貞治「憲法改正問答——なぜ憲法は改正せねばならぬか——」(綜合文化社、昭和三一年) 四—一頁。
- (84) 同前、三七頁。
- (85) 矢部貞治「憲法改正をめぐる諸問題」(『主張と解説』世界民主研究所、昭和二六年二月) 二—三頁以下参照。『矢部貞治関係文書』政策研究大学院大学所蔵。
- (86) 前掲注(75) 矢部「現代国家と民主政治の課題」一二—一四頁。
- (87) 同前、一五頁。
- (88) 矢部貞治「いづれの途よりか平和へ」(『主張と解説』世界民主研究所、昭和二七年) 五頁。『矢部貞治関係文書』政策研究大学院大学所蔵。

- (89) 中曾根康弘『中曾根康弘が語る戦後日本外交——聞き手 中島琢磨、服部龍二、昇亜美子、若月秀和、道下徳成、楠綾子、瀬川高史』（新潮社、平成二四年）六六頁。
- (90) 同前、六五頁。
- (91) 前掲注（11）矢部『矢部貞治日記 櫻の巻』昭和二九年一月二二日の条。
- (92) 同前、昭和二九年三月四日の条。
- (93) 中曾根康弘『自主憲法の基本的性格』（憲法調査会、昭和三〇年）三八、七六—七七頁。
- (94) 「中曾根康弘書簡他」『亀井貫一郎関係文書』国立国会図書館憲政資料室所蔵。
- (95) 中曾根康弘『日本の民主主義の諸問題』（前掲注（89）中曾根『中曾根康弘が語る戦後日本外交』）五九四頁。
- (96) 前掲注（94）『中曾根康弘書簡他』。
- (97) 矢部貞治「議院内閣制の検討」（『国会制度と内閣制度』自由憲法調査会、昭和二九年）八二頁。
- (98) 前掲注（93）中曾根『自主憲法の基本的性格』三九、四二—四三、八七—八八頁。
- (99) 田畑厳徳「自主憲法期成同盟は何を為すか——設立の経緯と今後の方向——」（『民主政治』自主憲法期成同盟、昭和三〇年七月）二二頁。
- (100) 矢部貞治『矢部貞治日記 紅葉の巻』（読売新聞社、昭和五〇年）昭和三〇年三月一二日の条。
- (101) 憲法研究会の中心メンバーは、藤田嗣雄、矢部貞治、大西邦敏、田上穰治、黒田覚、村瀬直養、田畑厳徳である。同試案は、他国の憲法との比較のもと代替条文の提示を行っているが、未だ検討段階のものもあり、完全な形を示してはいない。
- (102) 前掲注（51）憲法研究会編『日本国自主憲法試案』三一四、六三—六四、七三—七四頁。
- (103) 中曾根康弘『青年の理想』（一洋社、昭和二二年）五三項。
- (104) 中曾根康弘『日本の主張』（経済往来社、昭和二九年）五九—六〇頁。
- (105) 前掲注（93）中曾根『自主憲法の基本的性格』二四—二五頁。
- (106) 中曾根康弘『変態の世界と新しい政治』（経済展望）経済展望社、昭和三三年四月）三九頁。
- (107) 前掲注（89）中曾根『中曾根康弘が語る戦後日本外交』五八三項。
- (108) 前掲注（93）中曾根『自主憲法の基本的性格』七四頁。
- (109) 「改進黨憲法調査会報告書」（『改進黨憲法調査資料・七』自主憲法期成議員同盟、昭和三〇年）二六—二七頁。

- (110) 「改進黨の主体性について」『改進黨新聞』昭和二八年六月一五日付、一面。
- (111) 北村徳太郎「欧州の旅から」『改進黨新聞』昭和二八年九月二一日付、二面。
- (112) 河野康子「戦後と高度成長の終焉 日本の歴史二四」(講談社学術文庫、平成二三年) 三三六―三三八頁。

玉木 寛輝 (たまき ひろき)

所属・現職 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程

最終学歴 慶應義塾大学大学院法学研究科前期博士課程

所属学会 日本政治学会

専攻領域 日本政治